

足尾鉍毒事件と渡良瀬川東遷

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	松浦, 茂樹
発行元	水利科学研究所
巻/号	47巻3号
巻号補足	
掲載ページ	p. 31-59
発行年月	2003年8月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



足尾鉍毒事件と渡良瀬川東遷

松 浦 茂 樹

目 次

はじめに

1. 渡良瀬川中・下流部の歴史的河道整備
 2. 近代渡良瀬川改修計画
 - 2-1 明治初期の改修構想と地域対立
 - 2-2 第二次鉍毒調査会による渡良瀬川改修計画の議論
 - 2-3 明治35年の渡良瀬川出水
 3. 明治43年着工の渡良瀬川改修計画
 4. 技術者・神谷嘉平
- おわりに

はじめに

明治43年（1910）4月、明治政府の直轄事業として渡良瀬川改修工事が着手された。この事業で赤麻沼、谷中村を中心に渡良瀬遊水地が築造されるとともに、藤岡台地が開削されて、遊水地につながる新たな放水路が造られた。それまで渡良瀬川は藤岡台地に沿って南下し藤岡台地を掘割って谷中村に流下していた。この後、古河地先で思川を合流し、さらに東南の方向に流れて利根川に合流していた。この状況が大きく変化したのである（図1）。

本論文では、藤岡台地を人工開削によって築造した放水路事業、つまり渡良瀬川東遷であるが、この事業を中心に論じていく。もちろんこの事業は谷中村を廃村して造った渡良瀬遊水地と一体のものであり、足尾鉍毒事件と不可分の関係にある。首都・東京を流下している荒川の改修事業にも着手していない明治43年4月という早い時期に、明治政府が渡良瀬川改修事業に着手したのは、

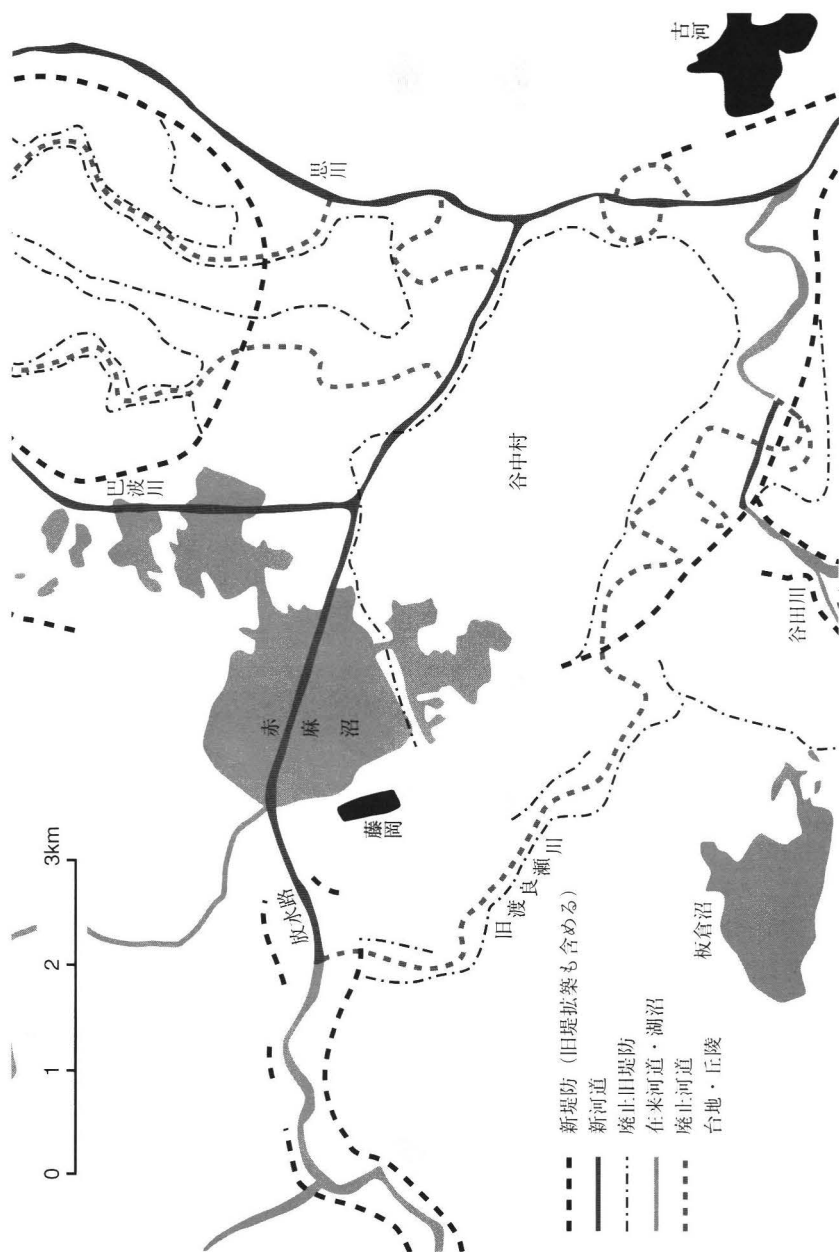


図1 渡良瀬川放水路・遊水地概略図

後述するように足尾鉍毒事件がきっかけであった。

鉍毒被害は、足尾銅山から出た硫化銅を含む廃鉍が洪水によって下流に押し出され、それが田畑に氾濫して生じたのである。堤内地に渡良瀬川洪水が氾濫しなかったら、たとえ河道に廃鉍が堆積しても、堤内地の田畑は深刻な鉍毒被害にさらされることはない。このため鉍毒反対運動は、鉍山経営の廃止とともに渡良瀬川改修を強く求めていた。そこで選択された方針が放水路開削と遊水地築造であったのである。

なぜこの方針が採られたのか、本論文は渡良瀬川治水の歴史的な経緯の下に考察していく。なお渡良瀬川の流域面積は1,396 km²，うち山地面積は614 km²，平地面積は782 km²である。

1. 渡良瀬川中・下流部の歴史的河道整備

明治17年（1884）、近代的測量技術によって初めて作成された第一軍管地区方迅速図（略して迅速図）に基づいて近代初頭の渡良瀬川中・下流の河道状況をみよう（図2、図3）。

桐生を扇頂とする渡良瀬川扇状地の扇端部分に足利が位置するが、この後、渡良瀬川は東南東の方向に向かい、傍示塚から大島を経て西岡地先で狭い台地の間を掘割り河道となって流れる。この後、藤岡台地にぶつかる底谷村地先で90°近く曲流し、南々東に台地に沿って流下する。注目すべきは、足利と西岡との間で合流している支川のほとんどすべてが霞堤となり、堤防によって締切られていないことである。それは左岸側は袋川、旗川、秋山川であり、右岸側は矢場川である。

この区間での渡良瀬川の勾配をみると、足利市の中心部から矢場川合流点付近までがおおよそ1/800～1/1,000、それより下流が約1/2,700となっていて、1/150～1/350であるそれより上流の扇状地区間のようにきつくない。ここが霞堤となっていたのである。このため出水の都度、渡良瀬川本川の逆流によって遊水した区域である。

迅速図でみると、特に秋山川合流部分に大湿地帯が見られ、遊水の大きさを物語っている（図4）。足尾鉍毒被害は、これら本川逆流地帯を中心に拡がったのである。

このように勾配が緩やかな区間で遊水させるような河川秩序となったのであるが、この状況は日本の河川では特異なことである。地形的にみると、秋山川

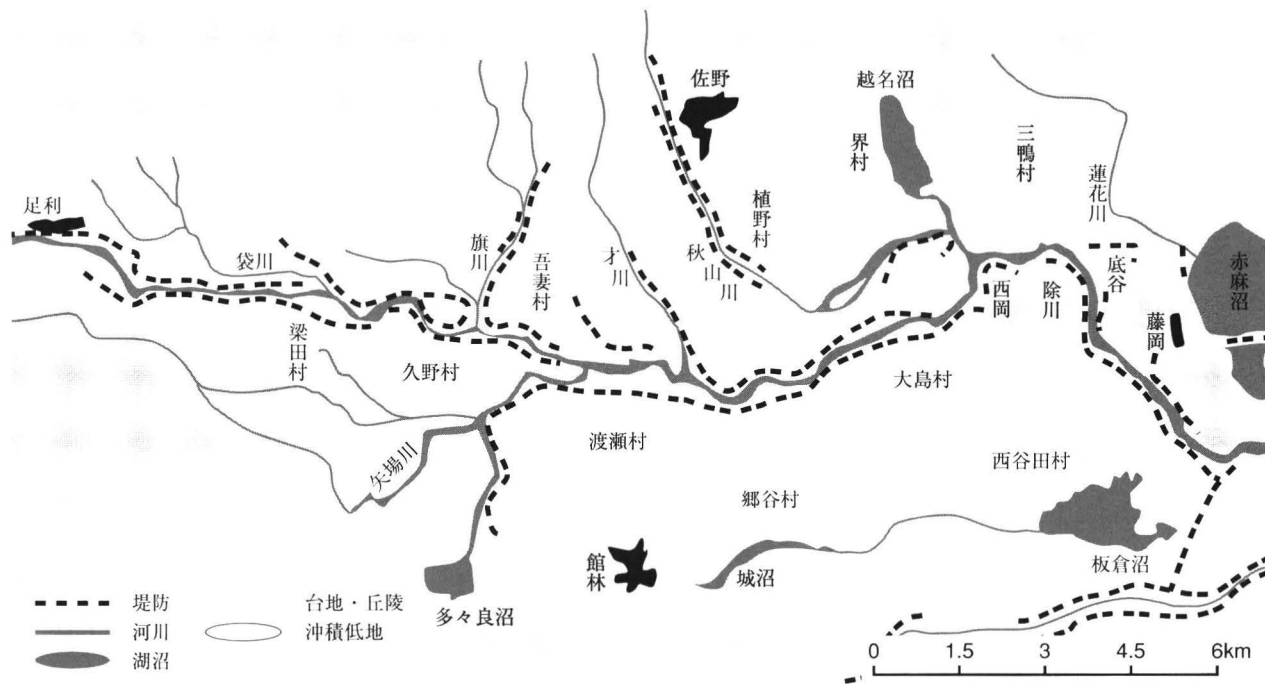


図2 渡瀬川平地中流部の改修前概略図

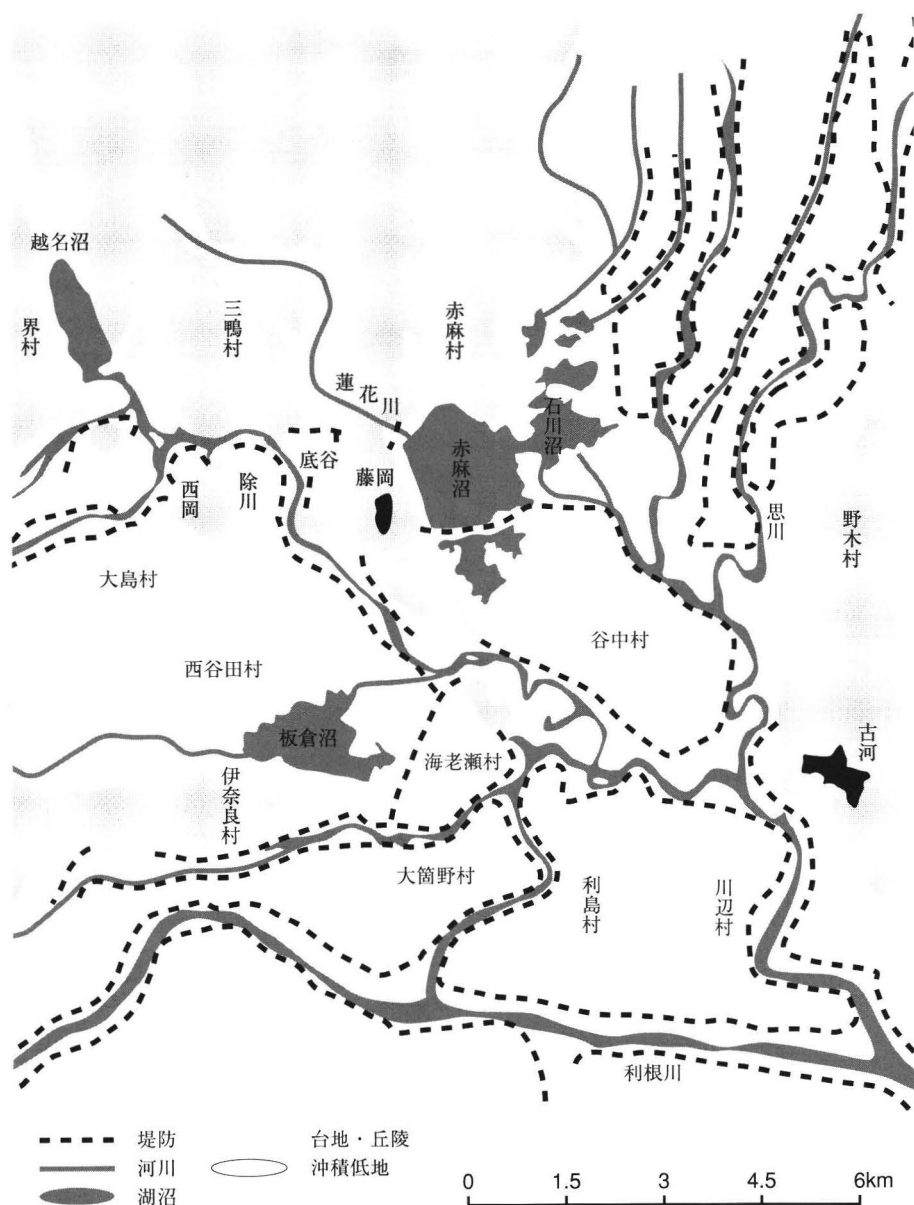
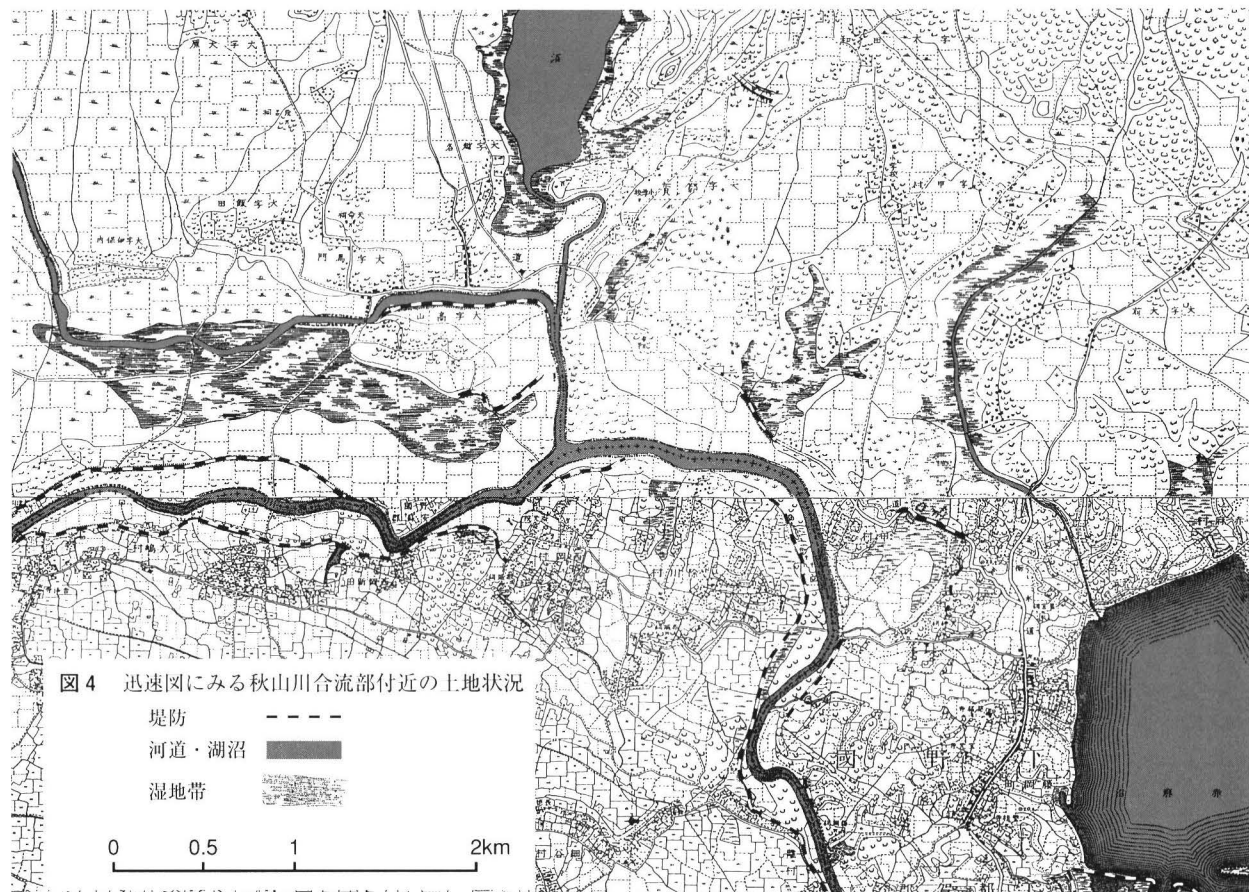


図3 渡良瀬川平地下流部の改修前概略図



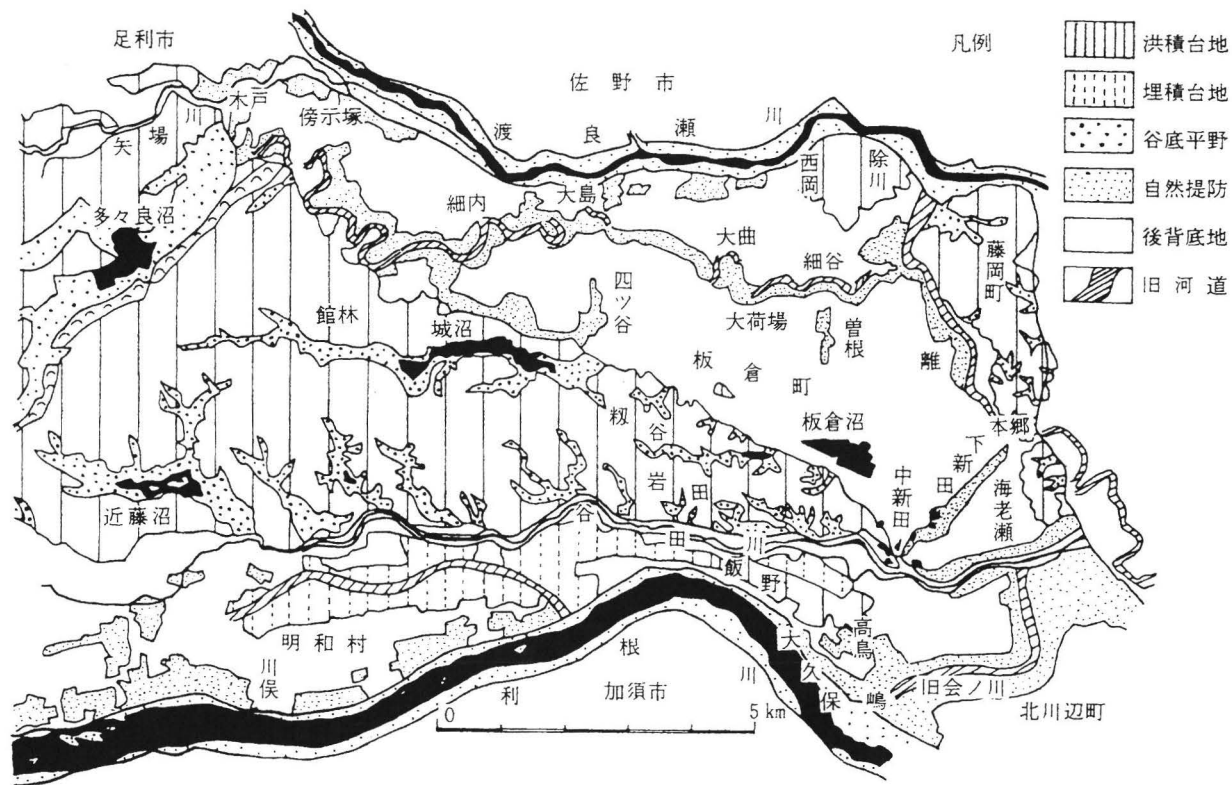


図5 板倉町の地形分類図

出典) 澤口宏「渡良瀬川下流沖積低地における地形と水害」『群馬大学地理学論文集第12巻』1984年

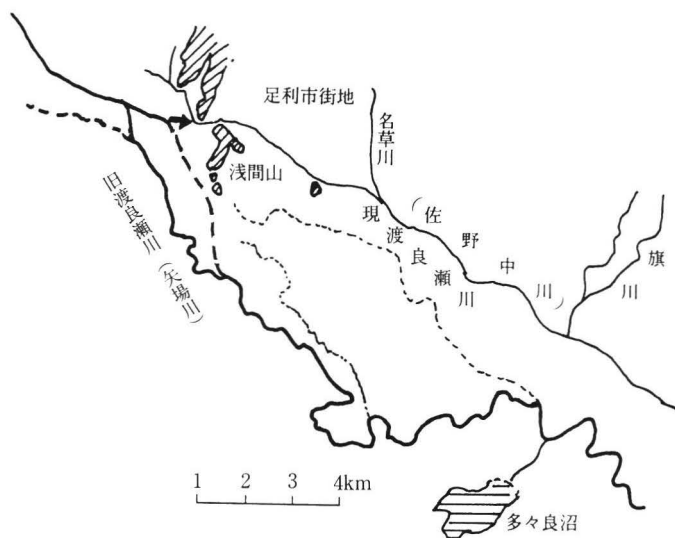


図6 渡良瀬川の変流

出典) 澤口宏「利根川東遷」上毛新聞社 2000年に付加

が合流する西岡から底谷が関東ローマ台地によって窄められ、川幅が十分広くない狭窄部になっている。特にその入口部分は堤防によっても窄められている。このため疏通能力が小さく、上流部に大遊水地帯が形成されたのであろう。

渡良瀬川は底谷から南下し離を通り、本郷地点で藤岡台地を掘割って栃木県下都賀郡に流出する。この後、広い堤外地を海老瀬七曲と呼ばれる激しい曲流をなして南下し、谷中村南方の古河地先で思川を合流する。

さて渡良瀬川の南側に、大きな連続した自然堤防がみられる。傍示塚から大島、大曲、大荷場、細谷を通り、離の上流で渡良瀬川に合流している(図5)。旧河道であるが、その蛇行状況から、左支川・矢場川が流れていたと考えられ、その規模の大きさからいって渡良瀬川の本河道であったことは間違いないだろう。因みにその上流部にある現況の矢場川は、栃木県(下野国)の梁田郡と群馬県(上野国)の邑楽郡の県境を流れている。渡良瀬川は、元々、この矢場川筋が本川といわれ、戦国時代に矢場川筋を離れ、両郡とも下野国に位置する梁田郡と足利郡の間を流れる現況となったといわれる(図6)。

「群馬県邑楽郡誌」によると、渡良瀬川の歴史的な河道整備として明記され

ているのは、文禄4年（1595）榊原康政の館林城主治世下、奉行である荒瀬彦兵衛と石川佐次右衛門の2名によって行われた築堤である¹⁾。西は傍示塚村から東は海老瀬村に至る延長約4里9町余、堤防高2間ないし3間、堤敷10間ないし18間、馬踏（天端幅）2間ないし2間3尺に整備された。この後、寛文年中、徳川綱吉が館林城主の時代、渡良瀬川堤防と堰、樋門の定式組合が定められ、官民費によって維持管理されることとなった。

その後、「群馬県邑楽郡誌」が刊行された大正期初めには、傍示塚村から海老瀬村までの築堤は延長6里18町33間、高さ2間ないし3間、堤敷10間ないし18間、馬踏2間ないし3間余となっていた。この大きさを文禄4年のものと比較すると、馬踏は若干、大きくなっているが、堤防の大きさ自体はそれ程、変わらない。ところが堤防延長は約2里9町（約8.8 km）長くなっている。その数字の信頼性もあるが、江戸時代築堤が行われたことが推測される。

ところで傍示塚から西岡、除川、底谷、離に至る旧渡良瀬川河道筋であるが、興味深いことは西岡から除川、底谷まで関東ローム層台地を開削して流れていることである。沖積低地上を流れるその上流・下流と様相を異にし、掘割り河道となっている。本来の渡良瀬河道にしては不自然であり、人工的に付替されたものと考えられる。

では全く新たに開削されて付け替えられたのであろうか。底谷から下流部は、唯木沼から流れてくる蓮花川が流れていたことが知られている。では、西岡から底谷に至るその上流部の河道はどうだったのだろうか。

このことについて、参考とすべきデータを持ち合わせていないので何ともいえないが、蓮花川のような小河川が流れる谷地になっていたことは十分、想定される。あるいは越名沼からの小河川、または秋山川が流れていたことも十分考えられる。いずれにせよ、かなりの手が加えられ拡幅されて、渡良瀬川本川が押し込められたことは間違いないと考えている。このことについて「群馬県邑楽郡誌」は、「西谷田村」のなかで次のような記事を掲載している²⁾。

「附、矢場川は往古大島村南部を東流して、伊谷田村の北部を過ぎ、離村の北に於て佐野川（渡良瀬川）に合したるものなりしが、文禄四年の洪水に際し河身一変して現今の状態に転じたるものなりと云ふ。又除川村字入悪途は往古本地に接続し佐野川之を環流したりしが、寛永元年野州只木村より、底谷村界まで二百八間の開鑿をなし、佐野川を直流せしめたるなりといふ」

文禄4年の洪水により、矢場川は旧渡良瀬川河道筋を流れることとなった。それまで旧渡良瀬川河道には佐野川が流れていたという。この当時、渡良瀬川は傍示塚から大島、大曲、細倉、離村の現在の自然堤防筋を流れていた。一方、越名沼からの河川、また佐野を通して流れてくる秋山川が佐野川と呼ばれていて、西岡から除川、底谷の台地の中を流れていた。そこに渡良瀬川を押し込めたとする理解は、十分成立すると考えている。さらに寛永元年、野州只木村より底谷まで208間の河道が開削されたというが、大蛇行していた区間が整備されたのであろう。

なおこの記事にある離村について、「邑楽郡誌」は伊谷田村から分村したのではない、として次のように述べている³⁾。

「一説に本村は伊谷田村より分かれたるにあらずして、下野の藤岡町より来りて開発したるものにして、渡良瀬川を隔てたるを以て離村と呼びしものならん。現に藤岡町には同姓者多くして却りて伊谷田に属せし村に同姓者なきを以ても知らるべしと。(村長松本森松談)」

下野郡からやってきて開発が行われ、渡良瀬川によって隔てられたため離村と呼ばれるようになったと述べている。

このことから榑原康政の時代の築堤について、それまで傍示塚から大曲、大荷場、細谷という自然堤防筋を流れていた河道を瀬替して、西岡から除川、底谷、離に至る台地の間に押し込んだ可能性が十分、想定される。しかし大正期までの堤防延長からみて近世、なかでも綱吉の時代に整備されたという推定も否定しきれない。

一方、「館林市誌」には『矢場川ノ儀ハ江川ヨリ足次前之候所寛文四甲辰年(一六六四)木戸村ヨリ上早川田雷電裏迄新川ニ掘回シ然時ニ木戸足次傍示塚上早川田迄先年野州梁田郡ニ是ヨリ下離村迄安蘇郡ニ候所寛文五年(一六六五)巳年より新上州邑楽郡改』と延享五年(一七四八)『日向村田方畑方反別石高覚』の末尾に記されている」と記述されている⁴⁾。

地名がはっきりしないので不明の点があるが、明治年間の図面によると矢場川は上早川田地点で渡良瀬川に合流している。この合流が、寛文4年に新川を掘削して行われたと「館林市誌」は述べている。この付替によって、「木戸・足次傍示塚・上早川田」までは下野国梁田郡から、上早川田から下流の離村までは安蘇郡から、それぞれ上野国邑楽郡に変更になったとしている。かなりの土地が下野国から上野国に移管されたのである。この当時の矢場川がどのよう

な状況なのか不明なので正確な判断は出来ないが、現渡良瀬川への完全な押し込みは、このとき行われたとの解釈も成り立つ。

ここでは、以下のように理解しておきたい。下野国の梁田郡と足利郡の間を流れてきた渡良瀬川本川が榊原康政の治世下までに、秋山川が流れていた西岡から除川・底谷の台地の間に押し込まれた。綱吉の時代には矢場川も上早川田地点で渡良瀬川に合流させられ、台地の間を流れるようになった。

ところで、その下流の藤岡台地を掘割って下野国下都賀郡に流下する本郷狭窄部も、その上・下流の状況からみて人工的に開削されたのではないかと考えさせる。しかし澤口宏は、本郷狭窄部下流（現在の渡良瀬遊水地）に榛名火山起源の二ツ岳軽石流堆積物があることから、自然に開削されたものとしている⁵⁾。榛名山は、古墳時代に3回噴火活動を行い、二ツ岳軽石流堆積物が噴出した。榛名山の位置からして、遊水地内のその堆積物は利根川によって運搬されたものである。往古、谷田川筋を流下していた利根川河道が本郷狭窄部を流下し、現渡良瀬遊水地に堆積させたとの判断である。つまり、利根川は当時、遊水地内に流れ込んでいたものであり、この後、利根川は谷田川筋を離れ埼玉平野を流下した。その跡を渡良瀬川が流れるようになったのであり、決して人工開削ではないとの評価である。

さて近世の渡良瀬川下流部の治水秩序をみると、右岸・館林藩領を守るという状況になっている。西岡地先から台地に押し込み、その直上流部は築堤を行わず霞堤として下野国である渡良瀬川左岸、また矢場川左岸に遊水させる秩序となっている。館林藩には、家康関東入国の時に徳川四天王の一人、榊原康政が配封され、後にはここから綱吉が5代将軍となっている。治水上、他地域に比して渡良瀬川下流部右岸は優位に整備されたのである。

しかし右岸側で水害が生じなかったというのではない。澤口によると、宝永元年（1704）から明治43年（1910）までの207年間に49回破堤・氾濫している⁶⁾。およそ4年に1回の割合であり、その破堤箇所は西岡、除川、離、伊谷田で集中的に破堤している。つまり狭窄部の直上流を中心に破堤しているのである。

2. 近代渡良瀬川改修計画

2-1 明治初期の改修構想と地域対立

明治4年（1871）、渡良瀬川中流部左岸に位置する栃木県下都賀郡、安蘇郡

の村々から渡良瀬川改修計画案が当時の行政区域である古河県、日光県に嘆願書として提出された⁷⁾。渡良瀬川の秋山川合流点直上流から板倉沼に新河道を開削し、合ノ川との合流地点で渡良瀬川に再び落とそうとしたものである。嘆願した村々は、現在の佐野市が中心であるが、藤岡町も加わっている。この歴史的背景として対岸と比べて不利な治水秩序となっていたこと、さらには幕末、藤岡の台地を開削して赤麻沼に落とす改修計画が右岸の館林領から提案されていたことがあげられる。直接的には改修計画案への対抗策であったであろう。

この館林領からの幕末の改修計画を策定したのは、邑楽郡田谷村住民・大出地図弥である。館林藩に献策したところ認められたので、大出は多くの人々を指揮して測量を行い、詳細な実測図を作成して起工しようとした。しかしその開削台地が館林藩ではなかったため、挫折したことが伝えられている⁸⁾。「群馬県邑楽郡誌」（群馬県邑楽郡教育会 大正6年）は、「近年渡良瀬川改修工事の開始せらるゝやその計画地図弥の設計と全然軌を一にす。世人深く地図弥の卓見に服す」と述べている。彼の設計が、明治改修による放水路計画と同じだったと記述されていることに注目したい。なお彼が死んだのは明治33年（1900）7月であり、被害住民による足尾鉍毒反対運動がピークになっていた時である。

さて明治4年の左岸側の構想は、秋山川合流点直下流から新河道を開削しようということである。合流地点は霞堤であるため常習湛水地域となっているが、常習湛水から脱却するためには霞堤を閉じなくてはならない。そのためには下流部の渡良瀬川河道の疏通能力を大きくしなくてはならない。しかし合流点下流部は台地によって狭窄されているため、容易に拡げることは出来ない。そこで新河道開削の要求となったのである。

なお下流部の河道能力を大きくせずに霞堤を締切ると要求したらどうなるか。洪水は遊水することなく、河道の洪水流量は増大する。対岸あるいは下流部にとって驚異であり、これらの地域からの猛烈な反対にあうのは必然だろう。後年だが、明治27年（1894）12月、秋山川の霞堤を締切ろうとする栃木県に対し、群馬県会は次のような建議を行って反対した⁹⁾。

「 栃木県界村ヨリ三鴨村地先新規築堤排除ノ建議

聞ク、栃木県安蘇郡界村大字高山村ヨリ同県都賀郡三鴨村大字甲村地先へ、新規築堤ノ計画アリト、今ヤ其ノ設計事実ナルガ如シ。果シテ然ラバ該地ハ我群馬県邑楽郡西谷田村地先渡良瀬川ノ対岸ニシテ、其反害単ニ西谷田村地先ノ被害ニ止マラズ、当渡良瀬川堤防ノ安危ニ係リ、尋テ全県下経済

ニ大関係ヲ及ボスヤ明カナリ。因テ該設計速カニ中止セラル、様、相当ノ御措置アランコトヲ県知事ヘ建議致度、別紙図面相添ヘ此段及建議候也。

明治廿七年十二月十八日」

渡良瀬川左・右岸で、治水をめぐる厳しい地域対立が生じていたのである。

2-2 第二次鉍毒調査会による渡良瀬川改修計画の議論

足尾鉍毒問題は明治20年代になって顕在化した。24年（1891）12月の第2帝国議会での田中正造による質疑、29年の大洪水による鉍毒問題の一挙の拡大と被害地住民の鉍毒反対の活発な運動があり、明治30年、内閣直属の足尾銅山鉍毒事件調査委員会（第一次鉍毒調査会）が設置された。

この調査会では37項目に及ぶ予防工事命令が出され、これに基づき古河によって工事が行われた。だが明治31年の洪水により沈殿池が破壊し、再び被害地住民によって鉍業停止を求める激しい運動が展開され、33年には警官隊と大規模に衝突した川俣事件が発生し、全国的な社会問題へと進展した。35年3月、政府は鉍毒調査委員会（第二次鉍毒調査会）を設置し、その収拾を図ったが、この第二次鉍毒調査会で渡良瀬遊水地を基軸とする渡良瀬川改修計画が議論された。

調査会は36年3月、内閣総理大臣に「足尾銅山ニ関スル調査報告書」を提出した¹⁰⁾。ここでの議論の結論が、谷中村廃村を伴う渡良瀬遊水地築造の重大な出発点となったのである。ここでは、渡良瀬川改修に関する議論を簡潔に整理しよう。「調査報告書」は、改修計画について次のように結論する。

「仮ニ遊水地ノ深ヲ平均十尺トスルトキハ之ニ要スル全面積ハ二千八百町歩乃至三千百町歩トス、此ノ遊水地ヲ設クル外河身改修工事ヲ施行シ河幅ヲ整理シ河身屈曲ノ度ヲ緩ニシ又護岸工ヲ施シ治水上ニ支障ナキ所ニハ堤防ヲ新設修補スルヲ要ス、其ノ詳細ナル設計及工費等ニ付テハ更ニ精密ナル調査ヲ遂ケサルヘカラス

以上ノ調査ハ渡良瀬川下流現状ニ於ケル出水量ヲ基礎トシテ為セルモノナリ、該川現状ニ就テ見ルニ上流ニ於ケル所謂鉍毒激甚地タル堤外地及無堤地ハ出水アル毎ニ常ニ其ノ氾濫スル所トナリ天然ノ遊水地タル作用ヲ為スモノナルヲ以テ、新ニ堤防等ヲ築造シ其ノ氾濫ヲ防止セムトセハ此ノ積勢ハ何処ニ於テ破裂スルヤ予メ期スヘカラスシテ、而カモ其ノ衝ニ於テ更ニ深大ナル惨害ヲ来タスヘキヲ以テ之ヲ遊水地ト為シ置クラ必要ト認ム」

これによれば、新たな遊水地について、仮に水深10尺とするならばその面積は2,800町歩から3,100町歩となる。この遊水地とあわせて河幅整理、河身屈曲の修正、護岸工事、さらに築堤工事が必要となる。この詳細な設計および工費については、今後、精密な調査をする必要がある。

さらに現状の河川状況と鉍毒被害について、鉍毒被害が生じているのは渡良瀬川の堤外地、無堤地であり、ここは出水の度に氾濫している。つまり「天然の遊水地」の役割を果たしているのであるが、ここを築堤等によって氾濫を防御したら、その後どこで破堤するのか予期できなくなり、その際は「深大ナル惨害」をもたらす。このため、ここの区域を遊水地としておく必要がある。

前述したように、当時、渡良瀬川の中流部には、支川の合流部を中心にしてたくさんの霞堤があった。その代表的なものは左岸では秋山川、旗川、袋川の合流部であり、右岸では矢場川の合流部である。そして、ここで深刻な鉍毒被害が生じていたのである。鉍毒対策は渡良瀬川治水と密接不可分のものであった。

渡良瀬川洪水は、この中流部で大遊水しながら流下していたのである。ここを完全に締切るとは治水計画担当者にとって危惧することであり、慎重に検討することは当然だろう。なお新たな遊水地の具体的な場所は「調査報告書」では特定されず、次のような記述となっていた。

「流域中適当ノ地ニ一時増水ヲ蓄積シ除ニ之ヲ流下スルノ作用ヲ為サシムルノ目的ヲ以テ遊水地ヲ造リ」

「藤岡、海老瀬地方及思川、巴波川等ノ沿岸耕地ハ頗卑湿ニシテ作物ノ栽培ニ適セサル所尠カラス」

このように遊水地を中心とした改修計画であるが、中流部の霞堤箇所は連続堤で締切のではなく、遊水地として確保しておこうとする計画であった。この結論に至る経緯を次にみていこう¹¹⁾。

明治35年11月25日に行われた第8回鉍毒調査委員会で、内務省第一監督署署長・日下部弁二郎委員は、改修計画の基本的な考え方について次のように述べた。

「本員分担事項ハ調査甚タ困難ニシテ殆ント其正確ナル材料ヲ難得ト雖トモ、種々渡良瀬川、利根川ニ就キ水量ヲ測リタル結果治水上二個ノ方法ヲ案出シタリ、何分出水ノ時ハ破堤ノ為メ平水ノ時ハ減水ノ為メ必要量ヲ推定スルニ由ナク要スルニ基本タル最大ノ水量ヲ知ル能ハサルニ困難シ

タルナリ、而シテ其第一ノ方法ハ渡良瀬川ノ氾濫箇所ニ堤防ヲ作り其水ヲ利根川ニ疎通スルコト即チ新川ヲ開鑿シテ利根川ニ水ヲ落スコトナリ、其第二ノ方法ハ渡良瀬川ノ沿岸ニ水溜ヲ作り以テ之ヲ利根川ニ流出スルコト之レナリ、第一方法ヲ仮ニ実行セムトセハ目下為シツ、アル利根川ノ経営ヲ変更セサルヘカラサル大事業ヲ惹起スルノ困難ヲ免レス、然ラハ不得止第二法ヲ実行スルノ外ナカルヘシ、此貯水池経営ノ方法ニ付テハ中山委員ニ於テ種々調査セラレタルモノアリ、此方法タル全然渡良瀬川ノ水害ヲ除却スルコト能ハサルヘシト雖トモ先ツ大変災ナカリセハ大凡ソハ防禦シ得ヘシト信ス、即チ十中ノ七八ハ効果アル見込ナリ、之レカ經費ニ至ツテハ今日詳細説明致シ難ク追テ古在委員カ調査セラレツ、アル高低測量等ノ結果ヲ待チ報告スルコトニ致サン」

つまり度々、渡良瀬川、利根川の流量を観測した結果に基づき2つの計画案を検討した。第1の案は、築堤を中心に新河道を開削して渡良瀬川の洪水をスムーズに利根川に流出させる。第2案は渡良瀬川に貯水池を造り、ここで貯水した後、利根川に流出させる。

ここに渡良瀬川下流部における貯水池案が提示されたのである。そして第1案を行えば、明治33年度から進めている利根川治水計画の変更を伴う大事業となり困難である。このため第2案を実行せざるを得ないと、現実に進めている利根川治水計画との関連で貯水池案を優先させるのである。この貯水池計画は、渡良瀬川の水害を完全に防ぐものではないけれども、大出水でなかったら大体防御できると述べた。

貯水池計画について、東京帝国大学工科大学教授中山秀三郎から明治35年12月19日の第10回委員会で次のような、より具体的な報告がなされた。

「治水事業ニ付テハ未タ其ノ目的ヲ以テ根底ノ測量ヲナシタルモノナリ、従テ確乎タル計算ヲナスニ由ナシト雖トモ仮ニ高低測量ノ結果本会ニテ調製セラレタル図面ニ基キ参考トシテ陳述スルニ過キス

此全体ニ付テハ日下部委員ト共ニ審議協定ヲナン先ツ本年八月ニ於ケル谷中村、九月ニ於ケル藤岡町各堤防決潰点及其出水ノ模様之レカ利根川トノ関係ヲ攻究シ、先ツ藤岡ノ決潰点ヨリ赤麻沼へ引水シ之レヨリ谷中村へ流入スルノ計画ニテ設計スルニ、平均十尺ノ深サトシ三千町歩ノ遊水地アレハ或ハ可ナリ奏効セムト思料ス、之レ素ヨリ大体ノ見込ナリ、而シテ此範圍ハ一箇所ノ遊水地トナル訳ニテ藤岡ノ部分ニハ其堤防ヲ低ク作ルノ考ナ

リ

水量四尺乗越ストスレハ洗堰トシテ五百間ノ設備ヲ要ス、経費一間ニ付六百円トシ合計三十万円、水路二十二町（切取五百間余築堤千二百間余）此経費七十二万円、即チ他ヨリ入り来ル水ヲ水路ニ落スナリ、而シテ洪水ノ場合ニ於テ茲ニ逆流ヲ防クノ樋門ヲ要ス、之レハ凡ソ二十間一間ニ付千八百円トシ三万六千円、此外ニ付属ノ用、悪水路道路ノ付換ヘ等ノ経費ヲ八万九千円トシ

総計百十五万円

谷中村ヘ引水スルトセハ堤防ヲ取払フ為メ局部ニ超水等ヲ生ス、此洗堰ヲ百五十間トシテ九万円、樋門七十間一間三千円トシ二十一万円、現在堤防ノ補修十万円、新築五万円、トシ

総計四十五万円

以上ノ上流ニ対シテハ尚ホ農地ノ関係上諸般ノ工事ヲ必要トス、此概算

総計百四十万円

土地買収及ヒ家屋移転費等ヲ除キ前記三口ノ合計ノミニテ三百万円トナルナリ

仮ニ遊水地ノ三千町歩ト其他ノ雑二千八百町歩ヲ合算シ一反歩六十円トスルトキハ土地買収費トシテ三百六十万円ヲ要ス

又上部ノ激甚地ト称スル方面ハ皆ナ現在ノ儘ニ放置シ小遊水地タラシムル積ナリ

概略ノ考案上述ノ如シ」

これで分かるように、明治35年8月、9月出水について利根川との関係を調査し、放水路として、35年出水による藤岡の決壊箇所から赤麻沼へ流入させ、ここから谷中村に導入させる遊水地の計画としたのである。なお遊水地という言葉が初めて出るが、その大きさは平均10尺、広さは3,000町歩である。

遊水地への導水は洪水のみを対象としている。このため流入口には洗堰を設置する。また導水路の長さは22町で、うち切取500間、築堤は1,200間余である。切取とは台地の開削であらう。500間の台地開削でもって赤麻沼へ導水する計画であるが、その流入口（渡良瀬川本川側だろう）には洗堰を設置し、流入口から下流の渡良瀬川は廃川にするのではなく、平水のみを流す考えである。

また遊水地から本川へ流出するのを防ぐため、樋門を設置する。さらに谷中村へ流入させるならば、洗堰と樋門をそれぞれ設置する。また遊水地から上流

の渡良瀬川でも改修工事を行う。ただし、ひんぱんに氾濫する所は現状のままにし、堤外地（小遊水地）とする。

費用は遊水地関係で160万円、上流改修で140万円のあわせて300万円である。これ以外に土地買収費として360万円が必要となる。その対象面積は遊水地で3,000町歩、ここ以外で2,800町歩である。

遊水地への放水路は、このように明治35年9月出水に基づき藤岡の決壊箇所から赤麻沼（遊水地）に流入させる計画であった。しかし藤岡の決壊箇所がどこか、これのみではよく分からない。

なお谷中村の全面買収を伴う遊水地計画は、明治37年12月10日の栃木県の第8回通常県会最終日に可決された。この後、谷中村買収に入るのであるが、この問題は帝国議会でも議論されていた。この中で、政府側は明治37年12月22日の衆議院予算第二分科会で次のように述べ、谷中村の北方にある赤麻沼の堤防が決壊して、谷中村は水害に襲われると主張している。

「此赤麻沼ト云フ沼ガアルサウデゴザイマスガ、其沼ニ流入シテ湛ヘ込ンデシマフ、然ルニ其湛ヘ込ンダトコロノ流積ニ依ッテ、赤麻沼ト云フモノハ水勢ヲ得マシテ、其水勢ニ依ッテ今御話ヲ致シマシタトコロノ堤防ガ、年々歳々決潰ヲサレル、勿論其場所以外ニモ処々ニ於テ決潰スルノデゴザイマスガ、此谷中村ノ事柄ガ御話ノ問題ニナッテ居リマスカラ、其場所ニ付イテ特ニ申上ゲルノデゴザイマスガ、其点ハ御了承ヲ願ヒマスガ、其谷中関係ノ其堤防ト云フモノハ、今申上ゲマシタヤウナ、水流ノ関係ニ依リマシテ立切ラレマシタ、其水ガ谷中村ニ氾濫シテ谷中村ヲ一面ノ浸水地ニ致スト云フ状態ニナッテ居リマス」

谷中村の西側は渡良瀬川が流れ、東側は巴波川、思川、南側でこれらの河川が合流する。一方、北側は藤岡台地であり、赤麻沼に接している。帝国議会での政府答弁は、渡良瀬川等の河川沿いの堤防ではなく、谷中村の北方の赤麻沼の堤防が決壊するというのである。これが事実とすれば、赤麻沼を襲う洪水とはどんなものか、また明治35年9月出水の藤岡の決壊箇所とはどこかを明確にすることが極めて重要なことであることが分かる。

2-3 明治35年の渡良瀬川出水

先述したように、第2次鉍毒調査会第10回委員会で中山秀三郎委員は本年（明治35年）の8月洪水で谷中村、9月の洪水で藤岡の堤防が決壊したが、藤岡の

決壊点から赤麻沼に引水し、ここから谷中村へ流入する遊水地の計画を立てたという。つまり谷中村下流部に位置する渡良瀬川・思川の合流点付近から逆流させるのではなく、現在の渡良瀬川遊水地のように上流部から遊水地に導水させようとしたととらえられる。これが事実ならば、渡良瀬川の洪水は、藤岡台地上で既に赤麻沼とつながっていたのである。

この時の洪水について「万朝報」は10月18日の「鉅毒地の風水害（上）」の記事の中で、次のような実に興味深いことを述べている。

「何人も土地のものより説明を聞かずば、真の湖水として思はれぬ谷中村の現状、水中の小丘に家屋のくづれかかりたるもの、土蔵の倒れかかりたるもの、人間と見えぬ様な人間の彼方此方に存して居る事など、どうしても湖中の島にありたる人家が、風水害の為に損害を被つたとしか思はれぬ、それを案内者に就て聞くに至つて、始めて千余町歩の平野が、渡良瀬川破堤の為、三毛村を流出して二千余町歩の赤麻沼に注ぎ、赤麻沼の水が溢れて遂に内野と云ふ所より、百五十間の波堤を為し、谷中村一千余町歩を湖水に変じたのであることを知った」

渡良瀬川が破堤し、三毛村を流下して赤麻沼に入り、その堤防が150間決壊して谷中村を襲ったというのである。

明治時代に測量された第一軍管区迅速図をみると、残念ながら三毛村というのは見あたらない。しかし渡良瀬川が藤岡台地にぶつかり直角に曲流する付近は三鴨村となっている。万朝報の記者が、三鴨と三毛を間違えた可能性は十分あり得ることである。そしてこの区域に興味深い河川、蓮花川がある。

関塚清蔵著「蓮花川」（全国農村教育協会）によると、古代の蓮下川は図7にみるように渡良瀬川に合流していたが、江戸時代は図8のように築堤でもって遮断されたというのである。その代わり蓮花川・赤麻沼との間に新堀が人工開削されてつながり、古代のふいご湖の水は赤麻沼に落とされ、湖沼の面積は3分の1以下となって唯木沼と呼ばれ、その周辺は水田が開発されたのである。新堀が人工開削されたのは宝永7年（1710）であった。

つまりこの蓮花川を中心にみると、渡良瀬川と赤麻沼はつながっているのである。このことから、明治35年8月、9月の洪水では高取・底谷間の蓮花川と渡良瀬川を遮断した堤防が渡良瀬川の洪水によって決壊し、洪水は唯木沼から新堀を通して赤麻沼へ流入したものと判断される。明治43年から始まった近代改修によって渡良瀬川は藤岡台地を開削した人工水路によって渡良瀬遊水地



図7 古代の蓮花川周辺概況図
出典) 関塚清蔵「蓮花川」全国農村教育協会
1983年

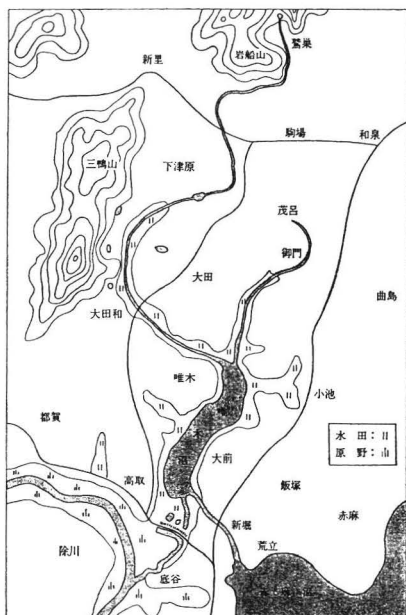


図8 江戸時代後期の蓮花川周辺概況図
出典) 関塚清蔵「蓮花川」前出

(主に赤麻沼と谷中村の地に築造)に流入することとなったが、それ以前もこの台地を横断して渡良瀬川洪水は赤麻沼に既に流入していたのである。

また関塚は、「寛永元年(1624)に古河城主永井信濃守尚政により、底谷と高取の間の渡良瀬川の大湾曲部が、基部で連結さるるように開削された」と述べている¹²⁾。この前後の渡良瀬川河道に、人間の手が数々入ったことは間違いのないだろう。

3. 明治43年着工の渡良瀬川改修計画

明治36年3月に内閣総理大臣に提出された「足尾銅山=関スル調査報告書」は同年6月帝国議会で提出され、国民の知るところとなった。それに先立ち内務省は同年5月、この報告書に対する意見書を内閣総理大臣に提出した。その中で渡良瀬川改修について次のように述べている¹³⁾。

「第二、渡良瀬川改修ニ関スル件

曩^{ナキ}ニ足尾銅山鉍毒問題ノ起ルヤ渡良瀬川改修ノ件モ之ト同時ニ世人ノ注意スル所トナリ、當時石黒第一区土木監督署長ヲシテ其ノ計画ヲ立テシメシコトアリ。然ルニ其結果工費金壹千貳百万円ノ巨額ヲ要スルヲ以テ遂ニ其施工ヲ見ルニ至ラス、更ニ日下部署長ヲシテ別案ヲ考究セシムルニ至リ目下尙其調査中ニ属ス

鉍毒調査会ハ遊水地設置ノ方法ヲ以テ渡良瀬川改修ノ必要ヲ報告セリ。若シ単ニ治水ノ点ヨリ之ヲ見ルトキハ該川ノ改修ハ未タ其ノ順位ニ達セス、偶々鉍毒問題ノ為メニ急ニ其ノ改修ノ必要ヲ見ルニ至リタルヲ以テ之カ為ニ本省所定ノ計画以外ニ於テ別ニ相当財源ヲ求メ、以テ之ヲ施工シ他ノ府県ニ於ケル河川改修ノ順位ヲ攪乱スルコトナキニ於テハ、該川改修ノ急ハ真ニ調査報告ノ如キモノナリ

現今施工中ニ係ル利根川ノ改修計画ニ於テハ、渡良瀬川合流ノ現状ヲ変更セサルモノトナスカ故ニ、若シ之ニ反スルノ設計ヲ取ルトキハ利根川ノ河川敷地ハ現計画ニ対シ幾多増加ノ必要ヲ生シ、其工費亦著シク増大スルニ至ルヘシ。故ニ鉍毒調査会ニ於テ遊水地設置ノ計画ヲ為セルハ最も適當ナリ」

このように全国的な治水の観点からみると、渡良瀬川改修着手はまだその順位に達しないが、鉍毒問題のために改修が必要となった。現在内務省が進めている河川改修計画とは別途に財源が確保され、河川改修の順位を「攪乱スルコト」のない場合には、渡良瀬川改修は急いで行ふべきものである。また、利根川との合流関係を変更すれば、現在、施工中の利根川改修計画に大きな影響を与え、工事費が著しく増大する。このため遊水地設置の計画が最も適當、と評価した。

大蔵・農商務両大臣からも意見書が提出され、これらを踏まえ、同年5月次のような閣議決定がなされた。

「鉍毒調査委員会ノ報告ハ之ヲ議院ニ示スヲ可トス、該報告中事ノ直ニ実行シ得ヘキモノハ之カ実行ニ着手スヘシト雖、治水事業ノ如キハ巨額ノ支出ヲ要スルモノナルヲ以テ、更ニ実地ニ就キ調査測量ヲ遂ケ詳細ノ費額ヲ査定シ、之カ財源ヲ調査シ財政ノ許ス限リニ於テ之ヲ実行セムコトヲ期ス」

改修事業は、巨額の支出を要するのでさらに詳細な実施調査を行い、費用を査定し財源を調査して財政の許す範囲内で実行することが閣議決定されたのである。

なお調査報告書は、谷中村周辺について低湿地で到底、耕地に適さないところが広大にあるとして次のように述べている。

「藤岡、海老瀬地方及思川、巴波川等ノ沿岸耕地ハ頗卑湿ニシテ作物ノ栽培ニ適セサル所尠カラス、今其ノ面積を算スルニ低水位上六尺以内ノ低地殆ント四千町アリ、之レ堤防ノ繞囲スルアルヲ以テ直接氾濫ノ害尠シトスルモ水流緩慢ニシテ水停滞シ易ク農作地タルノ価甚少ナシ、其ノ内低水位上四尺以内ノ地二千二百七十町歩ニ至リテハ到底耕地ニ適セス」

内務省直轄により渡良瀬川改修事業が着手されたのは明治43年度である。42年12月に召集された第26帝国議会で承認され、実施に移されたのであるが、その事業費は750万円であった。しかし国による改修事業着手以前に、谷中村は栃木県により土地収用法も適用されて全面買収となった。

ところで、明治43年4月まで、なぜ事業着手に至らなかったのか、あるいはなぜこの時に着手されたのであろうか。明治43年8月、全国的な大水害があり、これを契機に第一次治水長期計画が樹立された。そして翌年度から全国の大河川で治水事業が進められたが、利根川の一支出である渡良瀬川改修はそれに先立って着工されたのである。この時までには政府が治水事業に着手していたのは、木曾川、淀川、利根川などの10大河川であり、首都・東京を流下していた荒川も着工していなかった。

足尾鉍毒問題が、渡良瀬川遊水地築造を伴う渡良瀬川改修に大きく影響したことは間違いない。内務省は次のように述べ、渡良瀬川改修が鉍毒事件さらにその延長としての谷中村問題に関連があったことを指摘している¹⁴⁾。

「明治23年頃ヨリ同39年ニ渉レル鉍毒被害、次デ谷中村問題等ニ依リ渡良瀬川ノ名ハ世人ニ遍シト雖モ、要スルニ其被害ハ主トシテ水害ノ齎ス所ニシテ其激甚ノ度又自ラ想定スルニ難カラザル可シ、故ニ朝野挙ゲテ之ヲ忽諸ニ附ス可カラザルモノアルヲ認メ、明治43年第26議會ニ於テ本渡良瀬川洪水防禦ノ議ヲ決セリ。」

ここで、国直轄による渡良瀬川改修事業着工が承認された第26帝国議会での議論を見てみよう。明治43年3月7日の衆議院予算第二分科会（内務省所管）で次のような質疑が行われた。

「○政府委員（内務次官 一木喜徳郎）

御承知ノ通り渡良瀬川ノ改修ノ必要ナルコトハ殆ド一般ニ認メラレテ居ルノデアリマス、既ニ先年鉍毒調査会ニ於テモ其必要ヲ決議シタノデアリマス、又先年衆議院ニ於テモ御建議ノ次第モアリマスカラ、旁々是ガ調査ヲ致シマシテ改修工事ノ計画ハ定マリマシタガ、之ニ充ツベキトコロノ費用ハ御承知ノ通り土木事業ガ既ニソレゾレ予定セラレテ居ルトコロノ事業ノタメニ五十年度迄ハ一杯ニナツテ居リマス、ソレデソレマデノ間ハ其地方ノ分担金ヲ繰上ゲテ之ニ充テマシテ、五十一年度以後国費ヲ以テ支弁シテ此計画ヲ実行致シタイト云フ考ヲ以テ此予算ヲ編成致シマシタ、ソレデ此分担金ノコトニ就テハ既ニソレゾレ県会ノ決議ヲ経マンテ、漸ク今回関係各府県ノ決議ガ纏リマシタノデゴザイマス、目下施工シテ居リマスルトコロノ利根川ノ改修工事ト相俟ッテ、其完成期マデニ共ニ渡良瀬川改修工事も完成セシメタイト云フ考デアリマス、ソレデ本年度カラ著手スルト云フ目的ヲ以テ年割額ヲ定メテ御協賛ヲ仰グ次第デアリマス」

このように政府は改修計画が確定したこと、さらに予算についても目途がたったと主張した。予算についてみると、51年度以降、国の予算をあてがうことが出来るが、それまでは県の負担金でもって事業を進める、この方針は県会で既に決議を得、了承されていると述べている。なお各県の費用分担は、栃木県130万3,000円、茨城県32万6,000円、群馬県38万8,000円、埼玉県26万9,000円の合計234万6,000円であった。これは事業費750万円の約31％であった。

さらに次のような質疑が行われた。

「○政府委員（内務省土木局長犬塚勝太郎） 渡良瀬川ニ付テハ多年問題デアリマシタノデゴザイマスカラ、此地方ニ此案ヲ示シマシテ其地方ニ於テ之ヲ県会ニ出シマシタ際ニ於キマシテモ、地方ノ議会ニ於テ種々之ニ付テハ各議員ニ於テ深ク攻究サレマシタヤウデアリマス、ソレデ議員ノ中ニハ多少此工事ノ大体ニ付テ異論ヲ狭ム人ガ初メハアリマシタ、併ナガラ是等ノ人ニハ實際ニ就テ其事情ヲ了解セシムルタメニ或ル県ニ於キマシテハ一回、或ル県ニ於キマシテハ二回、県会ノ議員ノ重ナル人々ガ地方長官県知事、並ニ内務省ヨリ派遣致シマシタトコロノ技術家ト共ニ此改修区域ヲ普ク巡廻セシメマシテ其巡廻ノ結果此設計ヲ是ナリトシテ何レノ県ニ於テモ決定サレマシタヤウナ次第デアリマスルカラシテ、今日ニ於キマシテハ地方議会ニ於テハ何レモ此設計ヲ是認致シテ居ルモノト認メテ居リマス

○粕谷義三君 此渡良瀬川改修費ノ地方分担金ヲ年度ニ割当ッタ各県毎ノ調べハ出来テ居リマスカ、出来テ居リマスレバソレヲ御回シテ願ヒタイ

○政府委員（犬塚勝太郎） 各県毎ノ調べハ出来テ居リマスカラ今書類ヲ御回シ致シマセウ

○粕谷義三君 ソレカラモウツ御尋致シマスルガ、此工事ヲ施工スルニ付テハ彼ノ谷中村ノ如キ瀦水池モ出来ルト云フ技師ヨリ御説明モアリマシタガ、其中デヤハリ谷中村ト同ジヤウニ其処ニ幾許ノ住民ガアリマセウガ、ソレヲヤハリ脇ニ移転ヲ命ズルト云フヤウナコトデ茲ニ費用ヲ見積ッテゴザイマスルガ、凡ソ其戸数ハドノ位デゴザイマスノデスカシラ……

○政府委員（犬塚勝太郎） 唯今ノ御尋ニ対シテ御答致シマスルガ、此谷中村ニ付テハ殆ド谷中村全部ヲ買取致シマシタ、其タメニ村ノ全部ノ戸数ヲ他ニ移スヤウナ結果ニ至リマシタノデゴザイマスルガ、今度遊水池ニ編入致シマスル場所ハ堤外地ガ多クアリマス、此堤内ノ耕地ハ凡ソ二百町歩バカリト記憶シテ居リマス、随ッテ谷中村ノ如ク全部悉ク買取シテ、其処ノ住民ノ家屋ヲ他ニ総テ移スト云フヤウナコトハナイノデアリマス、勿論今般御話致シマシタ如ク堤内ニ於ケル幾分ノ耕地ガ入ッテ居リマスカラ、其処ニアリマスルトコロノ竹木若クハ家屋モ或ハアルカモ知リマセヌガ、ソレニハ他ニ移転スル必要ヲ生ズルト思ヒマスルガ、谷中村ノ如キ場合ハ此度設計ニ依ッテ生ジナイ見込デアリマス

○粕谷義三君 是ニ関係シテチヨット谷中村ノ其後ノ状況ハドンナ風ニナッテ居リマセウカ、若シ御分リニナッテ居リマスナラ……

○政府委員（犬塚勝太郎） 本員ノ承知シテ居リマスルトコロデハ未ダ彼処ニ許可ヲ得ズニ残ッテ居ル者ガー二戸ハアルカモ知レマセヌケレドモ、併シ他ノ者ハ皆ソレゾレ県ニ於キマシテ農商務省、其他ト協議致シマシテ代リノ耕地ニ与ヘテヤリマシタトコロノ新開墾地ニ移住致シマシタガ、是等ノ者ハ農作上ノ状況ハ其後良イヤウニ承知致シテ居リマス、其他ノ者ハ或ハ藤岡ノ方ニ移リ、或ハ他ノ郡ニ移住シタ者モアルヤウニ聞及ンデ居リマスルガ、其後ノ状況ハ先ヅ本員ノ聞及ビマスルトコロデハ今申上ゲマシタヤウナ状態ト心得テ居リマス」

政府委員からの主な答弁内容を整理すると、次のとおりであった。

地方議会の議員で渡良瀬川改修に独自に意見を持つ人がいるが、1回あるいは2回、県知事そして内務省から派遣した技師と一緒に現地を回り、改修計画

を了承した。新たに遊水池に編入するところは堤外地が多く、谷中村のように全村買収するところは生じない。全村買収した谷中村については、まだ買収に応じない残留戸数は12戸あるが、その他は新開墾地あるいは藤岡等の方へ移住した。

つまり改修計画の策定、その地方議会への説明と分担金を含めた了承が整ったので、いよいよ事業着手となったと理解してよいのだろう。

さて改修計画であるが、足利の岩井地点から下流が改修区域である。旧谷中村を中心にして遊水池築造となったが、そこへの放水路は、明治35年8月、9月洪水が走った藤岡台地上の水路をショートカットするような計画となった。また第二次鉍毒調査会でも主張された放水流入口の洗堰、さらに谷中村側の樋門等は築造されず、放水路の下流にあたる渡良瀬川は廃川となった。洪水・平水とも自然流下で遊水池に流入することとなったのである。

さらに中流部で渡良瀬川に合流し、その合流口が霞堤となっていた秋山川、旗川、矢場川などの支川はすべて霞堤が閉じられ、対岸とはほぼ平行の連続堤で整備された。第二次鉍毒調査会で述べられた(小)遊水池は計画されなかった。その分、洪水のピーク流量は増大するが、渡良瀬遊水池の強化によって対応したと推定される。霞堤締切の前提として、遊水池の築造があったことは論を俟たない。この改修事業の結果、3,200町歩が堤外地から堤内地へと移行した。

4. 技術者・神谷嘉平

明治の利根川そして渡良瀬川改修事業に対し、実に重要な役割を担った地元出身の一人の技術者がいた。その技術者とは、群馬県邑楽郡佐貫村須加（現在の明和町）に嘉永3年（1850）に生まれた神谷嘉平である。彼は、利根川・渡良瀬川改修が行われている最中の大正2年（1913）病気のため死去したが、技術者としての彼の経歴を見ると¹⁵⁾、明治10年（1877）、内務省が利根川低水工事に着手した時、沿岸府県は治水技術の勉強のため2名ずつ県費生を派遣することとなった。神谷は群馬県から選ばれ、関宿土木出張所で測量・施工について学習した。さらに、宮城県野蒜築港工事の現場に派遣され、勉強を行い、12年8月、「治水測量学及実施施工法伝習済」の証書を得て帰県し、24年4月まで群馬県技術者として活躍した。この間「利根・渡良瀬両川改修工事主任」の地位にもあり、群馬県下の利根・渡良瀬両川について十分、熟知していたのである。

この後、24年5月、内務省に移り、第一区土木監督署勤務となって利根川改

修工事を迎えた。この事業では、工務係長、土地収用事務長として現場第一線を仕切ったのであるが、さらに渡良瀬川改修計画においても重要な役割を果たしたと考えている。つまり藤岡台地を開削する放水路計画策定には、彼の役割が大きかったと判断している。そしてそれを支えていたのが邑楽郡田谷村に住み、藩政時代、詳細な実測図まで作成していた大出地図弥の計画であったと考えている。

神谷の出身地佐貫村須加（現・明和町須加）と大出の田谷村（現・館林市田谷）とは直線距離にしてわずか10 kmである。神谷が群馬県技師として主に活躍したのは明治12年から24年にかけてであるが、この時大出は存命であった。利根・渡良瀬両川を主任として担当していた神谷が、大出と接触しなかったというのが不思議である。大出の計画は神谷を通じて内務省技術陣の知るところとなり、この計画をベースにして渡良瀬川改修計画は策定されたと考えている。

利根川、渡良瀬川治水の意義は、特に地元群馬県邑楽郡にとって重大だった。神谷が邑楽郡の利益を内務省にあって代弁していったことは想像に難くない。彼の死去にあたって利根川水害予防組合管理者・渡良瀬川水害予防組合管理者塙任と地元の有力者・衆議院議員武藤金吉から、利根・渡良瀬川改修事業において地元に貢献した神谷の活躍を大いに称える弔辞が述べられている。

おわりに

戸数380戸、人口約2,500人からなる谷中村を廃村にしてまで渡良瀬遊水地は築造された。この遊水地築造について、田中正造が指導した足尾鉍毒反対運動の延長として語られることが多い。つまり明治20年代に本格化した足尾鉍毒問題は、明治33年（1900）、地域住民と警官隊が衝突した川俣事件が重大なピークであり、この後、田中正造の活動は、谷中村廃村を伴う遊水地計画反対に集中するようになった。田中の論理は、足尾鉍毒問題を治水問題にすりかえ、その矛盾を谷中村一村に押し付けて鉍毒問題の隠ぺいを図ったということである。そして「義人・田中正造」対「暴虐・明治政府」の図式が一般化している。

この谷中村廃村、遊水地築造問題は、日本の近代史に極めて重要な位置を占め、小説や戯曲の題材として何度も取り扱われている。しかし一次資料をベースとした研究が非常に少ないことに驚いている。本論文は、近代社会基盤史研究を専門としている筆者の立場から、「義人・田中正造」対「暴虐・明治政府」という図式に縛られることなく、一次資料に準拠しながらまとめていったもの

である。

さて足尾鉍毒問題が渡良瀬川遊水地築造を伴う渡良瀬川改修に大きく影響してきたことは、詳述してきたように間違いない。しかし足尾鉍毒問題の延長としてのみで渡良瀬遊水地を語ることは、重大な錯誤に陥と考えている。渡良瀬川下流部は、全くの低湿地域であり開発には築堤を中心とした治水が必要不可欠である。ここでは、群馬県（上野国）側が優位に立ち、栃木県（下野国）が不利な状況に置かれていたという治水秩序が歴史的に成立していた。遊水地問題を考える場合、近世に成立したこの治水秩序が出発点である。

明治33年の川俣事件の総指揮をとった野中春蔵は、後、次のように語ったという¹⁶⁾。

「谷中一村が潰れることにより、他の村々が救われるのだから止むを得ないだろう。谷中村民は、川俣事件の時も大して熱もなく、上中流の被害民が体を張って闘ってきたのに、何もしなかったではないか。今頃になって何を言うか」

野口は、放水路開削、遊水地築造を積極的に推進したため、田中正造信奉者からは裏切り者の汚名が着せられている。しかし彼の出身は、秋山川下流部の氾濫常習地域に位置する栃木県安蘇郡界村越名である。この地の氾濫常習地域からの脱却には、それに代わる治水施設が必要である。それが渡良瀬遊水地であった。つまり足尾鉍毒に対する反対闘争の段階から、その対策として渡良瀬川治水が課題となった時、治水をめぐる地域対立が前面に出てきたのである。

一方、ではなぜ、栃木県は直轄事業が開始されるかなり以前に、谷中村を遊水地とするため土地収用法を適用してまで買収したのだろうか¹⁷⁾。栃木県はもう一方で思川下流部の治水問題を抱えていた。明治32年度、改修事業に着手しようとしたが、下流・茨城県との間で利害が対立し、その調整がつかず挫折した。この後、栃木県が提示したのが谷中村買収による遊水地計画であり、これによって思川治水を進めようとした。因みに、谷中村遊水地計画は「思川流域ノ部」で県会に提案されたのである。第二次鉍毒調査会でも中山秀三郎が「思川、渡良瀬川ヲ併合シテ貯水池ヲ作ル計画ナリ」と述べているように、遊水地は思川治水を含んだ治水計画であった。

ところで谷中村村民は、なぜあそこまで激しく抵抗したのだろうか。栃木県により土地収用法が認定されたのは明治40年（1907）であり、これに基づいて残存していた家屋の強制破壊が行われた。その反対闘争は、鉍毒を引き起こし

表1 利根川第一期改修事業の買収価格

摘 要		員 数	金 額 (円)	単 価 当 (円)
土 地 買 収	田	5,083,820 反	770,049.446	151.470
	畑	325,318	65,482.115	201.230
	宅 地	103,105	32,417.064	314.373
	原 野	636,418	39,631.325	62.270
	堀 敷	224,211	10,859.575	48.430
	溜 池	1,420	58.667	40.000
	押 堀	0,914	33.032	34.900
	川 成	0,317	9.986	28.000
	墓 地	0,629	153.267	220.000
小 計		6,376,152	918,694.477	144.070
建 物 移 転		6,248,984 坪	40,092.443	6.420
其 他 地 上 物 件		—	14,529.703	—
小 計		—	54,622.146	—
合 計		—	973,316.623	—

出典)「利根川第一期改修工事」内務省 1913 年

た古河鉍業への怒り、また「暴虐」なる国家権力・明治政府への抵抗という田中正造の理念に共鳴したのだろうか。

これについて、もちろん、その答えをもっている訳ではないが、ここに興味深い資料がある。表1は、千葉県佐原から下流で行われた利根川第一期改修事業での用地費である。この事業は国直轄として明治33年度から着工されたが、用地は33年度から37年度にかけ、土地収用法を適用して買収が行われた。田の反当たりは約151円、畑は約201円、宅地は314円となっている。

一方、栃木県によって行われた谷中村土地買上価格は、表2に示してある。堤内地の水田単価は反当たり36円、畑39円、宅地125円となっている。つまり利根川第一期改修に比べて田で24％、畑で19％、宅地で40％としかなっていない。驚く程、安い単価である。

谷中村は耕地としては条件の悪い低湿地域であるが、利根川第一期事業は千葉県・茨城県下の利根川最下流部であって、ここも排水の悪い低湿地帯である。谷中村が格段に悪いということは当たらないだろう。この買収価格を知って、谷中村住民が栃木県に対し、激しい不信感をもつのは当然だと推測される。それも私企業による銅山経営による鉍毒によって、田畑を荒らされた後である。

表2 栃木県による谷中村土地買上代提示価格

地 目		数 量		登記最高価格 地価百円に付	同左に依る総価格	同左総価格に依る 一 反 当 り	買上一反価格 (凡そ三割増)	買上総価格
堤 内 地	田	反別 地価	178 丁 10,489 円 208	473 円	49,613.954 円	27,838 円	36,000 円	64,160.280 円
	畑	〃	277 2225	527	83,403.146	30,085	39,000	108,119.037
		〃	15,826 024					
	宅 地	〃	27 6107	畑に依る	26,612.293	96,378	125,000	35,515.375
		〃	5,049 771					
	山 林	〃	8 0429				25,000	2,012.400
		〃	89 395					
	原 野	〃	341 2524				20,000	68,251.600
		〃	175 623					
	池 沼	〃	12 2509				8,000	976.400
		〃	5 381					
	計	〃	844 6209					279,035.092
		〃	31,635 402					
堤 外 地	畑	〃	92 3828	地価三倍	27,547.239 円	29,700 円	30,000 円	27,851.700 円
	宅 地	〃	9,182 413	同 四倍	4,912.532	75,400	75,000	4,885.500
		〃	6 5112					
	山 林	〃	1,228 133				20,000	807.000
		〃	4 0319					
	原 野	〃	37 547				15,000	12,788.430
		〃	85 2520					
	池 沼	〃	151 711				6,000	1,455.120
		〃	24 2520					
	計	〃	28 862					47,787.750
		〃	212 9009					
	総 計	〃	10,628 666					
		〃	1,057 5217					326,822.842
		〃	42,264 066					
		〃						

出典) 「谷中村民有地ヲ買取シテ瀦水池ヲ設ケル稟請」『救現No.7』田中正造大学出版部 1988 年

谷中村住民の強い反発・抵抗は、この買収価格が一つの重要な出発点であったと考えている¹⁸⁾。

注釈・参考文献

- 1) 「群馬県邑楽郡誌」 群馬県邑楽郡教育会 1917年 pp.17～18
- 2) 「群馬県邑楽郡誌」 前出 p.762
- 3) 「群馬県邑楽郡誌」 前出 p.759
- 4) 「館林市誌」 館林市誌編集委員会 1969年 p.306
- 5) 澤口 宏「渡良瀬遊水地の地形と地算」『藤岡町史資料編 渡良瀬遊水地の自然』藤岡町史編さん委員会 2002年 pp.7～68
- 6) 澤口 宏「渡良瀬川下流沖積低地における地形と水害」『群馬大学地理学論文集第12巻』1984年
- 7) 「明治四年八月 渡良瀬川水行嘆願書」『藤岡町史資料編 近世』藤岡町史編さん委員会 2000年 p.103
- 8) 「群馬県邑楽郡誌」 前出 p.725
- 9) 「群馬県議会史第二巻」群馬県議会 1953年 pp.436～437
- 10) 「足尾銅山ニ関スル調査報告書」『明治三十五年 機密記録（内閣へ報告ニ関スルモノ）』
- 11) 「第二次鉍毒調査会議事録」『明治三十五年 機密記録 委員会記事』鉍毒調査委員会 1903年
- 12) 関塚清蔵「蓮花川」全国農村教育協会 1983年 p.14
- 13) 「鉍毒調査会ニ対スル意見書」内務大臣 内海忠勝 1903年
- 14) 内務省「渡良瀬川改修工事之要」
- 15) 「群馬県邑楽郡誌」 前出 pp.995～996
- 16) 「板倉町史別巻－資料編足尾鉍毒事件」板倉町史編さん委員会 1977年 pp.97～98
- 17) 参照 松浦茂樹「足尾鉍毒事件と渡良瀬遊水地の成立」『国際地域学研究第5号』東洋大学国際地域学部 2002年
- 18) なおこの買収価格は、明治37年8月20日付けで栃木県知事から内務大臣にあてた「谷中村民有地ヲ買収シテ渚水地ヲ設ケル件一稟請」（『救現No.7』田中正造大学出版部 pp.134～140,1988年）によるものであり、墳墓地移転料をも含んだ用地買収費が48万5,685円、その他「排水器取払補償費」が1万円、合わせて49万5,685円の事業費となっている。一方、明治37年12月8日に県会で可決された谷中村の治水費が48万5,398円であるから、買上価格は知事から大臣あての稟請と同様であったと判断してよい。